

令和2年5月19日

一般社団法人群馬県建設業協会
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会
会 長 青 柳 剛

緊急事態宣言の一部解除に伴う基本的対処方針の
変更と工事及び業務の対応等について

この度、国土交通省から、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が一部解除されたことによる基本的対処方針の変更と、工事及び業務の対応に関する周知依頼がありましたので、お知らせします。

1. 基本的対処方針の変更

39 県において緊急事態宣言が解除されましたが、これまで実施してきた感染防止対策については引き続きの取り組みが求められています。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応

区域が変更されましたが、引き続き感染予防対策などを行うとともに、施工に伴う「三つの密」発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう求められています。

3. 緊急事態宣言の一部解除後における工事及び業務の対応

関東地方整備局から、引き続き感染防止策の徹底の継続が必要とされています。
(一部で既出文書を含みます)

※ 詳しくはそれぞれの添付ファイルをご確認ください。